

令和7年度短期大学認証評価を振り返って

一般財団法人大学・短期大学基準協会
短期大学認証評価委員会
委員長 志賀啓一

1. 機関別評価結果

令和7年度は1短期大学に対して評価を行いました。評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努め、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから「適格」と認定しました。

2. 三つの意見

(1) 特に優れた試みと評価できる事項 (19 件)

「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」が4件、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」が9件、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」が5件、「基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス」が1件でした。基準別にみると、短期大学や学科等の特長を生かした教育研究成果の開放・提供やボランティア活動等の地域・社会貢献、連携協定校との共同研究による学生の学びの機会の創出 (Ⅰ-C「社会貢献」、人材養成の目的に沿った特色ある授業科目の展開 (Ⅱ-A「教育課程」、学習成果の獲得状況を測定・評価する指標・手法の充実 [全ての科目におけるルーブリック評価の活用] (Ⅱ-B「学習成果」、きめ細かな学習・生活・進路支援 (Ⅱ-D「学生支援」、非常勤教員も含めた、教員の資質・能力等の向上を目的とする組織的な活動 (Ⅲ-A「人的資源」) などの評価がありました。

(2) 向上・充実のための課題 (3 件)

基準ⅡのテーマA「教育課程」が1件 (CAP制に関する規程の未整備)、基準ⅢのテーマD「財的資源」が1件 (収容定員の未充足)、基準ⅣのテーマB「教学運営」が1件 (教授会議事録の不備) でした。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項 (なし)

3. 今後の評価に向けて

(1) 私立学校法や短期大学設置基準等の改正を踏まえ、第4評価期間から適用する短期大学評価基準を改定したことは、短期大学認証評価 ALO 対象説明会をはじめ様々な場面で説明してきましたが、各短期大学で実施される自己点検・評価において、旧短期大学評価基準の構成を念頭に点検・評価が行われている事例が見受けられますので、一昨年の改定により評価基準の構成が大きく変わっていることをご認識いただくために、改めて改定の概要をお示しします。

今回の改定により、四つの基準については一部の名称の変更以外はありませんが、基準ごとに設定するテーマには新設 (基準Ⅰ-C 社会貢献、基準Ⅱ-B 学習成果、C 入学

者選抜、基準IV-D 情報公表) や変更 (基準IV-A 理事会運営、B 教学運営) があります。さらに、これに伴い区分についてもテーマをまたいだ移動や削除が多数あり、観点についても同様にテーマをまたいだ多数の移動や「基準IV 短期大学運営とガバナンス」を中心に多くの追加があるなど、構成が大きく変わっています。

また、短期大学評価基準に含まれていた「観点」を分離し、「観点」(「点検・評価の観点」) を主体とした画一的な点検・評価ではなく、より個々の短期大学の個性や特色を点検・評価できる仕組みとしました。具体的には、全ての観点を踏まえた網羅的な点検から、法令で義務付けられた事項をはじめ、短期大学が共通して実施しなければならない事項に関する観点を除き、個々の短期大学が教育、研究、管理・運営において、改善や向上・充実に重要と考える観点をピックアップする重点的な点検・評価への転換です。したがって、自己点検・評価報告書において区分ごとに対応する観点を一つひとつ列記する必要もありません。

これらの大幅な変更により、各短期大学におかれては、点検・評価の内容の見直しに加え、現状の自己点検・評価の体制や役割分担が適切かについても、自己点検・評価の学内組織が主体となって十分にご確認をお願いします。

なお、以上の内容については、令和7年12月18日付け事務連絡として本協会のウェブサイトに掲載(短期大学評価基準や短期大学評価基準観点表(「点検・評価の観点」)の新旧対照表を含む) しております。

- (2) 本協会が実施する認証評価の目的は、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善の支援であることから、評価結果には、「機関別評価結果」、「基準別評価結果」に加え、短期大学の個性を尊重しつつ、その向上・充実に貢献することをねらって「三つの意見」を付しています。

第4評価期間の評価結果においてもこの構成に変更はありませんが、短期大学の個性や特色、優れた取組みを更に伸ばし、併せて、短期大学が優れた高等教育機関であることを広く社会に認知してもらうことを意図して、「三つの意見」のうち「特に優れた試みと評価できる事項」を従来以上に積極的に評価することとしました。

認証評価における個別具体の点検・評価事項は、自己点検・評価報告書に記載されていることが前提となりますので、各短期大学におかれては、自己点検・評価において自校の個性や特色、優れた取組みを余すことなく取り上げ、その内容を第三者にも分かり易く自己点検・評価報告書に記載いただくことを望みます。

- (3) 令和7年2月に中央教育審議会において、「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(答申) がまとめられ、「教育研究の「質」の更なる高度化」の項目において、認証評価制度についても学部・学科、研究科単位でその教育の質を数段階で評価することなどの改善方策が示されました。

現在、この答申で示された方策を具体化するため、中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会の下に置かれた「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ」において制度設計の議論が進んでいます。

内容が確定したものではありませんが、ワーキンググループで検討中の新たな評価制度の大枠をお示しすると、

- 定性的評価(ピア・レビュー)を基本とし、既存の機関別認証評価機関等を活用

した認証評価

- 評価基準や観点のばらつきをなくすための調整組織の設置
- 大学が作成する自己点検・評価報告書を基に、内部質保証を中心とした大学全体の評価と学部・学科、研究科等を単位とした「教育の質」の2面評価
- 評価に係る負担軽減のため、新たなデータプラットフォームを構築し、大学が入力したデータを活用した評価
- 学部・学科、研究科等を単位とした「教育の質」の評価の結果は段階別で表し、評価項目を一つでも満たさなければ①「高等教育機関としてふさわしい水準に達していない学部等」、全て満たしていれば②「高等教育機関としてふさわしい水準に達している学部等」とし、②のうち教育の質向上のための取組みが傑出しており、かつ教育成果（エビデンス）を上げているものは③「傑出した取組等を通じて教育成果を上げている学部等」の3段階評価（③を細分し4段階評価とする案も並行して検討中）
- 上記①の評価結果を受けた場合のペナルティ等や、上記③の評価結果を受けた場合のインセンティブ

などが挙げられます。

さらにワーキンググループにおいては、評価基準・項目等や評価の視点・判断例の素案なども示され、より詳細な内容が審議されています。

この制度改正により、認証評価の仕組みや評価内容・方法が大きく変わることが想定されます。ワーキンググループでの審議は「YouTube」文部科学省会議専用チャンネルにてライブ配信されており、資料については過去のものを含め文部科学省ウェブサイトにおいて公開されていますので、是非、ご視聴・ご確認をお願いします。

また、昨夏公表された「ここまでの議論の整理」に対する問題や課題と考える事項をまとめた機関別認証評価3団体（本協会を含む）連名の提言書、並びに本協会個別の意見書をワーキンググループ宛に提出しました。これらについては本協会ウェブサイトに掲載（「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ議論の整理に対する意見の提出について」）しておりますので、こちらもご一読願います。